



# 山形県公報

平成19年10月9日(火)

号 外 (53)

## 目 次

### 条 例

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (人 事 課) ... 2

山形県手数料条例の一部を改正する条例..... (財 政 課) ... 3

山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除  
に関する条例..... (税 政 課) ... 4

山形県県税条例の一部を改正する条例..... ( 同 ) ... 同

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例..... (産 業 政 策 課) ... 5

都市計画法第34条第10号イの政令で定める開発区域の面積の特例に  
関する条例を廃止する条例..... (都 市 計 画 課) ... 7

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例..... (道 路 課) ... 同

### 本号で公布された条例のあらまし

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第56号) (人事課)

- 1 都市計画法に基づく開発行為に係る国の機関又は都道府県等との協議の事務を、開発行為等に係る知事の権限に属する事務の全部を行う市が処理することとした。(第2条第1項の表第24項及び第25項関係)
- 2 その他規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成19年11月30日から施行することとした。ただし、2の改正は、公布の日から施行することとした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第57号) (財政課)

- 1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。(第2条第1項第10号の2、第11号の2、第12号の2及び第361号関係)
  - (1) 温泉法の規定に基づく土地の掘削の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査等
  - (2) 建築基準法の規定に基づく用途地域の指定のない区域における建築等の許可の申請に対する審査
- 2 この条例は、平成19年10月20日から施行することとした。ただし、1の(2)の改正は、同年11月30日から施行することとした。

山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例 (県条例第58号) (税政課)

- 1 この条例は、地方税法第6条第1項の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項に規定する同意基本計画(以下「同意基本計画」という。)において定められた法第4条第2項第2号に規定する集積区域(以下「同意集積区域」という。)内において、法第9条第1項に規定する特定事業のための施設(以下「特定施設」という。)を設置した者について、不動産取得税の課税

免除を行うことにより、地域における産業集積の形成及び活性化を図ることを目的とすることとした。（第1条関係）

2 知事は、同意集積区域内において、当該同意集積区域に係る同意基本計画の同意の日から起算して5年内に法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って特定施設のうち一定のものを設置した事業者について、当該施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の課税を免除することができることとした。（第2条関係）

3 2の不動産取得税の課税免除を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日までに申請書を知事に提出しなければならないこととした。（第3条関係）

(1) 個人の納税義務者 家屋を取得した日の属する年の翌年の3月15日

(2) 法人の納税義務者 家屋を取得した日の属する事業年度に係る事業税について申告納付すべき期間の末日

山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第59号）（税政課）

産業活力再生特別措置法に基づき認定された計画に従い行った事業の譲渡に係る不動産を取得した場合における不動産取得税の減額措置について対象となる計画を追加するとともに、当該減額措置の適用期限を平成21年3月31日まで延長することとした。

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例（県条例第60号）（産業政策課）

1 山形県産業創造支援センターの管理を指定管理者に行わせることができることとした。

2 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

都市計画法第34条第10号イの政令で定める開発区域の面積の特例に関する条例を廃止する条例（県条例第61号）（都市計画課）

1 都市計画法に基づく市街化調整区域内において開発許可をすることができる開発区域の面積の特例措置を廃止することとした。

2 この条例は、平成19年11月30日から施行することとした。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（県条例第62号）（道路課）

郵政民営化法の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。

## 条 例

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第56号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第12項事務の欄第6号中「第18条第5項」を「第18条第14項」に改め、同欄第7号中「第18条第13項」を「第18条第22項」に改め、同欄第9号中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同欄第10号中「第68条の4第1項、第68条の5の4第1項及び第2項」を「第68条の4、第68条の5の5第1項及び第2項」に改め、同欄第11号中「第52条の2第1項及び第52条の3第1項」を「第57条の2第1項及び第57条の3第1項」に改め、同表第24項事務の欄中第24号を第25号とし、同欄第23号中「第20号」を「第21号」に改め、同号を同欄第24号とし、同欄第22号中「第20号」を「第21号」に改め、同号を同欄第23号とし、同欄中第21号を第22号とし、同欄第20号中「第2号、第7号、第10号、第11号及び第13号」を「第3号、第8号、第11号、第12号及び第14号」に改め、同号を同欄第21号とし、同欄第19号中「第2号、第7号、第10

号、第11号及び第13号」を「第3号、第8号、第11号、第12号及び第14号」に改め、同号を同欄第20号とし、同欄第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第15号中「（法）」を「（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び）」に改め、同号を同欄第16号とし、同欄第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第9号中「（法）」を「（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び）」に改め、同号を同欄第10号とし、同欄中第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による国の機関又は都道府県等との協議

第2条第1項の表第25項事務の欄中第9号を第10号とし、同欄第8号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同欄第9号とし、同欄第7号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同欄第8号とし、同欄中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同欄第4号中「前号」を「第3号」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第43条第3項の規定による国の機関又は都道府県等との協議

第2条第1項の表第27項事務の欄中「掲げるもの」を「掲げるもの（法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議が成立した場合を除く。）」に改め、同表第28項事務の欄中「もの」を「もの（法第43条第3項の規定による協議が成立した場合を除く。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第2条第1項の表第12項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県条例第57号

##### 山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号の次に次の1号を加える。

(10)の2 温泉法第6条第1項又は第7条第1項の 土地掘削許可を受けた 7,400円  
規定に基づく土地の掘削の許可を受けた地位の承 地位の承継の承認申請  
継の承認の申請に対する審査 手数料

第2条第1項第11号中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(11)の2 温泉法第11条第2項において準用する同 ゆう出路増掘又は動力 7,400円  
法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく 装置の許可を受けた地  
ゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地 位の承継の承認申請手  
位の承継の承認の申請に対する審査 数料

第2条第1項第12号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項第12号の2中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号を同項第12号の3とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(12)の2 温泉法第16条第1項又は第17条第1項の 温泉利用許可を受けた 7,400円  
規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承 地位の承継の承認申請  
継の承認の申請に対する審査 手数料

第2条第1項第361号中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に、「用途地域における建築等許可申請手数料」を「用途地域等における建築等許可申請手数料」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。ただし、第2条第1項第361号の改正規定は、同年11月30日から施行する。

山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第58号

山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において定められた法第4条第2項第2号に規定する集積区域（以下「同意集積区域」という。）内において、法第9条第1項に規定する特定事業のための施設を設置した者について、不動産取得税の課税免除を行うことにより、地域における産業集積の形成及び活性化を図ることを目的とする。

（課税免除の要件）

第2条 知事は、同意集積区域内において、当該同意集積区域に係る法第5条第5項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第3条に規定するものを設置した事業者（当該同意基本計画に定められた法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって省令第4条に規定するものに属する事業を行う者に限る。）について、当該施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。以下同じ。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の課税を免除することができる。

（課税免除の申請）

第3条 前条の規定により不動産取得税の課税免除を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日までに申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 個人の納税義務者 家屋（土地の取得について課税免除を受けようとする場合にあっては、当該土地を敷地とする家屋。次号において同じ。）を取得した日の属する年の翌年の3月15日
- (2) 法人の納税義務者 家屋を取得した日の属する事業年度に係る事業税について申告納付すべき期間の末日

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第59号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の3第5項中「平成15年4月1日から平成20年3月31日まで」を「平成19年8月6日から平成21年3月31日まで」に改め、同項の表第1号中「第4条第2項」を「第6条第2項」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に、「第4条第1項」を「第6条第1項」に改め、同表第2号中「第5条の2第2項」を「第8条第2項」に、「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「第5条の2第1項」を「第8条第1項」に改め、同表中

(3) 特別措置法第7条第2項に規定する認定経営資源再活用計画	特別措置法第6条第1項の規定による認定（特別措置法第7条第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第7条第1項に規定する認定経営資源再活用事業者
---------------------------------	---	------------------------------

を

(3) 特別措置法第10条第2項に規定する認定経営資源再活用計画	特別措置法第9条第1項の規定による認定（特別措置法第10条第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第10条第1項に規定する認定経営資源再活用事業者
(4) 特別措置法第12条第2項に規定する認定技術活用事業革新計画	特別措置法第11条第1項の規定による認定（特別措置法第12条第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第12条第1項に規定する認定技術活用事業革新事業者
(5) 特別措置法第14条第2項に規定する認定経営資源融合計画	特別措置法第13条第1項の規定による認定（特別措置法第14条第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第14条第1項に規定する認定経営資源融合事業者

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第60号

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「県は」を「県は、第7条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）がセンターの管理を行う場合を除き」に、「使用料」を「額の範囲内で知事が定める額の使用料」に改める。

第7条を第12条とし、第6条の次に次の5条を加える。

（指定管理者）

第7条 センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。

(1) 午前9時から午後5時までの時間は、閉館時間としないこと。

(2) 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

イ 日曜日及び土曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

八 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場については、その使用者が使用の許可を受けた期間中閉館時間及び休館日にかかわらず利用できることとする。

(4) その他センターの管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けてセンターの開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時にセンターを開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) センターの運営に関する業務

(3) 第2条第1項の規定による施設等の使用の許可に関する業務

(4) 第4条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

2 第7条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第10条 第7条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合にあっては、使用者は、施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を当該使用者に還付することができる。

別表第1項の表中 「使用料の額」 を 「金額」 に改め、「までの範囲内で知

事が定める額」を削り、同表の備考第1項中「所定の使用料の」を「この表に掲げる」に改め、同備考第2項中「を1時間とみなして使用料の額を算定するものとする」を「は、1時間とみなす」に改め、同別表第2項中「使用料の額は、次に掲げる設備の種別に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で、各設備ごとに知事が定める額とする。」を削り、同項の表中

画像制作設備	1時間当たり	5,400円
入力設備	入力1回当たり	360円

を

画像制作設備	1時間当たり	5,400円	に改め、同表の備考中「を1時間とみな
--------	--------	--------	--------------------

して使用料の額を算定するものとする」を「は、1時間とみなす」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県産業創造支援センターの管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

都市計画法第34条第10号イの政令で定める開発区域の面積の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第61号

都市計画法第34条第10号イの政令で定める開発区域の面積の特例に関する条例を廃止する条例

都市計画法第34条第10号イの政令で定める開発区域の面積の特例に関する条例（平成15年3月県条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年10月9日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第62号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例（昭和44年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成19年10月9日印刷  
平成19年10月9日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056